

ごみ広域処理施設整備基本計画策定等  
業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 3(2021)年 3 月

朝霞和光資源循環組合

## 目 次

1	趣 旨	- 1 -
2	業務名称	- 1 -
3	業務内容	- 1 -
4	履行期間	- 1 -
5	予定価格	- 1 -
6	発注者及び事務局	- 2 -
7	スケジュール	- 2 -
8	参加資格	- 3 -
9	実施要領の公表	- 4 -
10	質問の受付及び回答	- 4 -
11	参加表明書等の提出期限及び提出方法	- 4 -
12	企画提案書で求めるテーマ	- 6 -
13	選定方法	- 7 -
14	審査結果通知及び公表	- 8 -
15	契約の締結	- 8 -
16	提出書類の無効	- 9 -
17	その他の留意事項	- 9 -

## 様 式

- ・ 様式1 参加表明書
- ・ 様式2 会社概要書
- ・ 様式3 会社業務実績表
- ・ 様式4-1 配置予定技術者調書（管理技術者）
- ・ 様式4-2 配置予定技術者調書（主任技術者）
- ・ 様式5 同意書
- ・ 様式6 企画提案書
- ・ 様式7 見積書
- ・ 様式8 質問票

## 資 料

- ・ 資料1 ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託 業務仕様書
- ・ 資料2 ごみ処理広域化基本構想
- ・ 資料3 ごみ処理広域化基本構想（概要版）
- ・ 資料4 両市のごみ量実績（令和元年度）
- ・ 資料5 朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例

## 1 趣 旨

本業務は、朝霞和光資源循環組合（以下「発注者」という。）が新たなごみ広域処理施設を整備するため、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会が令和2年5月に策定した『ごみ処理広域化基本構想』（資料2）に基づき、規模及び処理方式等の施設整備に関する基本事項を取りまとめたごみ広域処理施設整備基本計画（以下、「基本計画」という。）と併せて、和光市の旧焼却場の解体に係る基本設計を行うとともに、最適な事業方式を選定するためにPFI等導入可能性調査を行う。また、整備運営事業者との契約締結までの手続きを包括的に支援することを目的とする。

提案事業者に対して、専門的な知識・経験に基づく柔軟かつ高度な技術力を求めるものであることから、本業務に最も適した事業者を選定するに当たり、公募型プロポーザルを実施するため、必要な事項について定めるものとする。

## 2 業務名称

ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託

## 3 業務内容

- ① ごみ広域処理施設整備基本計画策定
- ② 和光市旧ごみ焼却場解体基本設計
- ③ PFI等導入可能性調査
- ④ 事業者選定支援
- ⑤ 費用対効果分析

（「ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託 業務仕様書（資料1）」を参照）

## 4 履行期間

契約締結日～令和6（2024）年3月29日

（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の債務負担行為を設定）

## 5 予定価格

77,410,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

※ 令和3（2021）年度の支出限度額は23,284,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

## 6 発注者及び事務局

- (1) 発注者 朝霞和光資源循環組合 管理者 松本 武洋  
(2) 事務局 朝霞和光資源循環組合 施設課  
郵便番号 〒351-0192  
住 所 埼玉県和光市広沢1-5 (和光市役所内)  
電 話 048-424-2253  
F A X 048-462-7710  
eメール jimukyoku@asawa-junkankumiai.jp

## 7 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

(なお、都合により変更する場合がある。)



※ 次頁の「8 参加資格」を満たした参加者が5者を超えた場合は、書類審査によって上位5者を選定し、その者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとし、「8 参加資格」を満たした参加者が5者以下の場合、すべての参加者について、プレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

※ プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、実施の1週間前までに対象者に通知するものとする。

## 8 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件に該当する者とする。なお、プロポーザルに参加できる者の形態は、法人とする。

当該参加資格を有することを証する書類に虚偽があった場合は直ちに参加資格を失うものとし、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合も同様とする。

### (1) 法人に関すること

- ① 本社又は営業所等が設計・調査・測量業務における朝霞市及び和光市の競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 公告日以後に朝霞和光資源循環組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（令和2年告示第4号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がないこと。
- ④ 公告日以後に朝霞和光資源循環組合の契約に係る暴力団排除措置要綱（令和2年告示第10号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がないこと。
- ⑤ 会社更正法に基づく更正手続開始の申立て、または民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 過去10年間（平成23年度以降）に、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する一部事務組合を含む。）が発注する、一般廃棄物の熱回収施設（150t/日以上）に係る施設基本計画策定業務及び事業者選定支援業務を元請として受託し、かつ完了した実績を1件以上有すること。（企画提案書等提出時点において業務が完了しているものに限る。）
- ⑦ 本プロポーザルへの参加は、原則単体企業とする。共同企業体は本プロポーザルへ参加することはできない。

### (2) 配置技術者に関すること

本業務においては、管理技術者及び主任技術者を配置するものとし、その者の要件は次のとおりとする。

- ① 管理技術者は、技術士【総合技術監理部門（廃棄物・資源循環）】又は【衛生工学部門（廃棄物・資源循環）】の資格を有するものであること。なお、管理技術者は、主たる会議に出席し、契約の履行に関し、業務を管理及び統括する役割を担うものとする。
- ② 主任技術者は、廃棄物関連施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有するものであること。なお、主任技術者は、管理技術者の下で分担業務における担当技術者を統括する役割を担うものとする。
- ③ 管理技術者は、主任技術者を兼ねてはならない。
- ④ 管理技術者は、過去10年間（平成23年度以降）に、地方公共団体が発注する、一般廃棄物の熱回収施設（150t/日以上）に係る施設基本計画策定業務又は事業者選定支援業務における管理技術者としての実績を1件以上有すること。（参加表明書等の提出時点において業務が完了しているものに限る。）

## 9 実施要領の公表

### (1) 公表方法

公告及び朝霞和光資源循環組合ホームページで公表する。

→ <https://www.asawa-junkankumiai.jp/>

## 10 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和3年3月12日（金）15時受信分まで

(2) 受付方法 「ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル質問票（様式8）」を作成し、電子メールで送信すること。

※ 必ず開封確認メールで送付すること。

※ メール の 件名 は 「（貴社名）ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル質問」とし、文書は日本語で記述すること。

※ 電子メール受取後、開封確認メールを返信する。当日17時までに確認メールが届かない場合には、事務局に電話で確認すること。

※ 受付期限後の質問及び電話での質問には回答しない。

※ 送付先アドレス：jimukyoku@asawa-junkankumiai.jp  
（朝霞和光資源循環組合施設課）

(3) 回答方法 質問事項に対する回答については令和3年3月19日（金）17時までに朝霞和光資源循環組合ホームページに公表する。

## 11 参加表明書等の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 令和3年3月31日（水）正午まで

(2) 提出場所 朝霞和光資源循環組合 施設課  
（住所等は前述の「6 発注者及び事務局」参照）

(3) 提出方法 持参（土日祝日を除く8時30分から17時15分まで）

(4) 提出書類 参加者は、以下の書類を事務局に提出するものとする。

① 参加表明書（様式1）

② 会社概要書（様式2）

③ 会社業務実績表（様式3）

④ 配置予定技術者調書（管理技術者）（様式4-1）

⑤ 配置予定技術者調書（主任技術者）（様式4-2）

⑥ 同意書（様式5）

⑦ 様式3、4-1、4-2の添付資料（写し）

## ⑧ 企画提案書（様式6）

- ※ 「ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託 業務仕様書（資料1）」を十分に踏まえた内容とすること。
- ※ 後述する「12 企画提案書で求めるテーマ」について、それぞれA3版横（片面）2枚以内で作成すること。
- ※ 企画提案書の内容は、参加者が責任をもって必ず履行できるものとする。
- ※ 「ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託 業務仕様書（資料1）」は必要最低限の要件を定めたもので、この内容を満たす代替提案についても協議の上で認めるものとする。
- ※ 「ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託 業務仕様書（資料1）」に記載のない事項であっても、合わせて提案できるものとする。ただし、これに係る経費については、提出する見積書に記載する価格に含むものとする。
- ※ 企画提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる場合はこの限りでない。

## ⑨ 業務工程表（任意様式：A3版横（片面使用））

- ※ 本業務の履行期間における業務工程表及びごみ広域処理施設の供用開始までのロードマップを作成すること。（それぞれ1枚作成）
- ※ 「ごみ処理広域化基本構想（資料2）」を踏まえ、施設整備に必要なとなる調査及び手続（基本計画に係るパブリックコメント、説明会、各種縦覧、都市計画変更など）を網羅し、それぞれの関連性及び事務フローが分かるよう工夫して作成すること。なお、都市計画変更の手続きについては、令和4年度中の実施を原則とする。
- ※ 参加者のノウハウや経験を踏まえ、丁寧かつ円滑な事業化に向けたロードマップを熟慮すること。

## ⑩ 見積書（様式7）

- ※ 朝霞和光資源循環組合の定める予定価格の範囲内で、貴社の提案を実現するための経費を含めた見積書を作成すること。なお、追加・別途経費が発生しないよう慎重に見積価額を積算すること。
- ※ 年度ごとに部分払いを行う予定であるため、年度ごとの積算内訳書を添付すること。
- ※ 前述の「5 予定価格」を確認の上、作成すること
- ※ 提出部数は、次頁「(5) 提出部数」によらず、正本1部を封筒に入れ、表面に宛先を「朝霞和光資源循環組合 管理者宛」、件名を「ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託 見積書」と明記し、封印（割印）した上で提出すること。

## (5) 提出部数

### <①～⑦について>

- ・ 正本 1部（社判及び代表者印を捺印すること）

- ※ 各様式の注意書きを参照の上、作成すること。
- ※ 提出書類は上記①～⑦の順番でフラットファイルに綴じ、インデックスを付けて整理すること。
- ※ 提出書類の返却は行わない。

### <⑧及び⑨について>

- ・ 正本 1部（社判及び代表者印を捺印すること）
- ・ 副本 6部（捺印不要）

- ※ 副本には、参加者を判別できるような名称やロゴマーク等は使用しないこと。
- ※ 各様式の注意書きを参照の上、作成すること。
- ※ 提出書類は⑧及び⑨を一組とし、用紙左上1箇所をホチキス止めとすること。
- ※ 提出書類の返却は行わない。

## 1.2 企画提案書で求めるテーマ

### (1) 特定テーマ

#### ①「実施体制について」

仕様書に定める各業務を遂行するための実施体制（配置人数、管理体制等）について貴社の強みを交えて記載すること。

#### ②「業務実施方針及び具体的内容について」

本要領に示した目的を実現するための具体的な業務実施方針及び実施の具体的内容を記載すること。また、整備・運営事業者との契約に至るまでの様々なファクター（基本計画に関するパブリックコメント、都市計画変更及び各種縦覧手続など）を踏まえ、建設検討委員会及び事業者審査委員会の運営計画（開催時期、回数、議題想定、合意形成の工夫など）について提案すること。

#### ③「課題及び本業務における対応方策について」

事業の実施に当たり想定される課題や留意事項、また、その解決方策について記載すること。

#### ④「その他の独自提案について」

本業務に関する独自提案について自由に記載すること。

- 例
- ・ 着実な事業スキームの構築に資する提案と本業務における実施内容
  - ・ 両市の財政運営にとって有益となる提案と本業務における実施内容
  - ・ 両市の住民にとって有益となる提案と本業務における実施内容
- （上記はあくまで例であり自由提案とする。）



### 1.3 選定方法

業者選定については、プロポーザル参加者から提出された書類について、あらかじめ、事務局において、実施要領に定める参加資格要件を満たしているか審査した上で、ごみ広域処理施設整備基本計画策定等支援事業者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）が定める評価基準に従い審査を行い、本事業に最も適した事業者を契約候補者、次点の事業者を次席者として選定するものとする。

#### (1) 書類審査

業務工程表及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）について評価基準に基づき審査を行う。なお、前述の「8 参加資格」を満たす者が5者を超えた場合は、書類審査において上位5者を選定し、その者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとし、「8 参加資格」を満たす者が5者以下の場合は、すべての参加者について、プレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

また、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、実施の1週間前までに対象者に通知するものとする。なお、書類審査で上位5者を選定した場合には、その結果と合わせて、書面により通知する。

#### (2) 企画提案書等に対するプレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等の提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準に基づき審査を行う。

- ① 実施日時 令和3年4月下旬（詳細は対象者に対し別途通知する。）
- ② 実施場所 上記通知に記載する。
- ③ 出席者 3名以内  
（配置予定の管理技術者及び主任技術者は必ず出席すること。）
- ④ 時間 40分（提案説明25分、質疑応答15分）以内とする。  
※ 準備に10分、片付けは5分以内とする。

#### ⑤ 留意事項

- ア プレゼンテーション等の順番は、参加表明書等の受付順とする。
- イ プレゼンターは配置予定の管理技術者または主任技術者が必ず行うこと。
- ウ プレゼンテーションは提出した企画提案書等に沿って行うものとし、追加資料については、企画提案書等の内容を分かりやすく説明するために必要な範囲内に限り、使用を認めるものとする。ただし、この場合は事前に事務局に資料を提出し、その内容について了解を得ること。
- エ 参加者を判別できるような名称やロゴマークを使用しないとともに、発言から参加者が特定されるような言動は行わないこと。
- オ プレゼンテーションに当たってパソコン、プロジェクター等の使用を認める。
- カ プロジェクター等を用いた説明を行う場合は、参加者において必要な機器を用意すること。（スクリーンは組合で用意する。）
- キ プレゼンテーション及びヒアリングは、参加者の独自のノウハウに関する内容が多く含まれるため、非公開で実施する。

(3) 参加者が一者の場合の取り扱い

参加者が一者のみの場合であっても同様に審査を行い、選考委員会において契約候補者としての適否を審査するものとする。

(4) 評価基準

「8 参加資格」の要件を満たしている者の中から、次の評価項目について審査を行い、総合評価点の最も高い者を契約候補者として選定する。

① 書類審査

- ・ 企画提案書評価
- ・ 業務工程表評価

② プレゼンテーション及びヒアリング

- ・ プレゼンテーション及びヒアリング評価

③ 価格審査

- ・ 見積価格評価



※ 評価に関する配点等については、別途組合のホームページで公表する。

#### 1.4 審査結果通知及び公表

本プロポーザルの審査結果については、参加者全員に書面により通知する。また、審査講評を作成し、契約候補者及び次席者について、事業者名及び総合評価点を組合のホームページで公表する。

審査結果の説明を求める場合、結果通知をした翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

なお、審査講評の記載内容を除いて、審査の経過及び結果に対する異議申立て並びに総合評価点以外の評価内容については、開示請求に応じない。

#### 1.5 契約の締結

契約候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、次席者と契約締結の交渉を行う。

業務内容については、「ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託 業務仕様書（資料1）」を基本とし、プロポーザルにおける提案内容を反映したものとする。

契約手続きに係る詳細については、朝霞和光資源循環組合契約規則（令和2年規則第42号）に従い取り扱うものとする。

## 1 6 提出書類の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 本実施要領及び仕様書の条件を満たさないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 選考委員に対する働きかけがあったと組合が判断した場合
- (7) 著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合
- (8) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと選考委員会委員または事務局が認める場合

## 1 7 その他の留意事項

- (1) 参加表明書等を提出した後に辞退する場合には、速やかに「辞退届（任意様式）」を組合に提出すること。
- (2) 参加者は、本件に関して組合が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じなければならない。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとする。
- (3) 提案に要する一切の費用はすべて参加者の負担とする。
- (4) 参加表明書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。また、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者の変更は、特別な場合を除き認めない。
- (5) 提出された参加表明書等は、朝霞和光資源循環組合情報公開条例（令和2年条例第7号）に基づく公文書として取扱うものとし、開示請求があった場合は、参加者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、公表の対象とする。
- (6) 企画提案に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者として特定された企画提案及び成果品の著作権については、組合に帰属するものとする。
- (7) プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (8) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。